

◎佐賀県条例第6号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～397 略				1～397 略					
398 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録又は同条第3項の規定に基づく建築士事務所の更新の登録の申請に対する審査	略	(1) 一級建築士事務所 <u>17,000円</u> (2) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所 <u>12,000円</u>	略	398 建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録又は同条第3項の規定に基づく建築士事務所の更新の登録の申請に対する審査	略	<u>23,000円</u>	略		
399 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規	略	33,000円	略	399 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規	略	<u>33,000円（電子申請にあつては、26,500円）</u>	略		

改正前					改正後				
定に基づく宅 地建物取引業 の免許の申請 に対する審査					定に基づく宅 地建物取引業 の免許の申請 に対する審査				
400 宅地建物 取引業法第3 条第3項の規 定に基づく宅 地建物取引業 の免許の更新 の申請に対す る審査	略		33,000円	略	400 宅地建物 取引業法第3 条第3項の規 定に基づく宅 地建物取引業 の免許の更新 の申請に対す る審査	略		33,000円(電子 申請にあっては、 26,500円)	略
401～488 略					401～488 略				
488の2 自動 車の保管場所 の確保等に関 する法律第4 条第1項ただ し書の規定に 基づく保管場 所を確保して いることを証 する旨の通知	略				488の2 自動 車の保管場所 の確保等に関 する法律第4 条第1項ただ し書の規定に 基づく保管場 所を確保して いることを証 する旨の通知	略			
489 自動車の 保管場所の確 保等に関する	自動車の 保管場所 標章の交	自動車 保管場 所標章	550円	交付申 請のと き					

改正前					改正後				
<u>法律第6条第1項</u> （ <u>同法第7条第2項</u> （ <u>同法第13条第4項及び附則第8項</u> において準用する場合を含む。）並びに <u>第13条第4項及び附則第8項</u> において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付	<u>付を受けようとする者</u>	<u>交付手数料</u>							
490 <u>自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項</u> （ <u>同法第7条第2項</u> （ <u>同法第13条第4項及び附則第8項</u> において準用する	<u>自動車の保管場所標章の再交付を受けようとする者</u>	<u>自動車保管場所標章再交付手数料</u>	<u>550円</u>	<u>再交付申請のとき</u>					

改正前					改正後	
場合を含む。)						
並びに第13条						
第4項及び附						
則第8項にお						
いて準用する						
場合を含む。)						
の規定に基づ						
く保管場所標						
章の再交付						
491・492 略					489・490 略	
備考 略					備考 略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。